

平成21年5月28日

山形県議会議長 殿

山形県議会議員 笹山 一夫



発言通告書

今回の県議会において次のとおり発言したいので通告します。

発言の種別	質疑	一般質問	討論 (賛成・反対)	一身上の弁明
-------	----	------	------------	--------

発言の趣旨	答弁者
-------	-----

議第96号 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
 議第100号 山形県県税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について

趣旨

議第96号 県人事委員会は、今回の報告の第一項に「職員の特別給は、県内民間の支給状況を踏まえた支給月数とすることとしており、従来どおり前年8月からその年の7月までの1年間の支給実績を正確に把握し、その比較に基づいて改定の要否を検討することが基本である」と基本的考えを述べている。ところが、県人事委員会は、この基本ルールを破り臨時調査を実施した。しかも調査方法は、通常の訪問を伴う実地調査ではなく、郵便やファックスの通信調査で行った。集計ができた121事業所のうち夏期一時金の内容を回答したのは16事業所のみ。

今回の県人事委員会勧告は、この16事業所の動向に基づいて出された。5月21日の国会質疑で、人事院の谷公士総裁は「全体状況を正確に反映したかと申しますと、そうはなりません。」と答弁した。さらに、民間労働者を含め、「多くの方に何らかの影響を与える」とも認めた。深刻な景気悪化のなか、家計を応援し内需主導経済に切り替えることが求められているとき、一時金の削減は経済にマイナスの影響を及ぼすことは明らか。かつて、県人事委員会は「不利益不遡及の原則」を投げ捨て、夏期一時金の減額を冬期一時金で清算した経験がある。今回はその清算方式すら選択肢から捨て去り県内経済を冷え込ませる役割を担った内容であり容認できない。

議第100号 条例改正では、住宅ローン特別控除の創設で住民税軽減などがあるものの問題点も多い。例えば、上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率（本則20%、所得税15%、住民税5%）10%（所得税7%、住民税3%）が3年間延長される。大資産家優遇の批判もあり、2011年から20%の本則に戻すとしていたが10%権限税率を復活延長することになった。国税庁の申告標本調査によると国内の年間所得100億円以上の高額所得者は10人で、これらの人は1人あたり15億4千万円（地方税分は3億1千万円）が減税される。これは大企業・大資産家への優遇税制であり容認できない。